

下関市立大学採点結果等問合せ事務手続要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

改正 平成 30 年 8 月 28 日

令和 3 年 3 月 31 日

令和 5 年 3 月 7 日

令和 6 年 3 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下関市立大学試験及び成績の評価に関する規程（平成 19 年規程第 6 1 号。以下「試験及び成績評価規程」という。）第 13 条の規定に基づき、成績評価に関する採点結果等の問合せ手続及びその様式を定めるものとする。

(成績評価)

第 2 条 試験及び成績評価規程第 12 条第 1 項に規定する履修科目の成績評価について、次の場合に限り、当該期の採点結果等に係る問合せを行うことができるものとする。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる場合
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法から、明らかに評価方法等について疑義があると思われる場合

(採点結果等の問合せの方法)

第 3 条 前条の規定により採点結果等の問合せを希望する者は、定められた期間内に別記様式に定める採点結果等問合せ書に必要事項を記入の上、学務部教務課へ提出しなければならない。

2 前項の問合せをすることができる者は、当該科目を履修した本人とする。

3 採点結果等問合せ書に対する回答は、口頭又は文書により行うこととする。この場合において、当該回答は採点結果等問合せ書を提出した日から起算して原則 7 日間（土日祝除く。）以内に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 8 月 28 日改正）

この要綱は、平成 30 年 8 月 28 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 7 日改正）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 12 日改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

年 月 日

(宛先) 下関市立大学長

学部 学科
学籍番号
フリガナ
氏 名
電話番号

採点結果問合せ書

下関市立大学採点結果等問合せ事務手続要綱第3条に基づき、当該期の採点結果等に関する問合せを申請いたします。

科目名 _____

担当教員名 _____ (曜日・時限) _____

問合せ理由 (詳細に記入すること)

<注意> 担当教員へ直接この申請書を渡します。文面等に気を付けて、分かり易く正確に記入すること。